

## 令和5年度公民連携アドバイザー派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が、地方公共団体における公民連携事業の事例等に関する調査・研究のため、公民連携事業を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、実績を有する地方公共団体職員又は財団の担当職員（以下「アドバイザー」という。）を講師として派遣し、現地調査を行うと同時に助言を行う「令和5年度公民連携アドバイザー派遣事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、「公民連携事業」とは、以下の取組みとする。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づくPFI事業のほか、公民連携（PPP）による公共施設等の整備、運営・管理等を行う取組み
- (2) 公共施設等を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する取組みであり、公共施設等で提供されるサービスの運営も含むもの

### (助言の内容)

第3条 本事業における助言は、地域の実情に即して行うものとし、その内容は、前条各号に掲げる事業の制度概要、事業実施に関する一般的留意事項、事例の紹介等とし、具体的案件の政策判断に係る助言・提案・指導等を行わない。

- 2 既に他の専門家による業務支援を受ける予定又は現に業務支援を受けている事業については、原則として本事業による助言の対象とはしない。

### (助言の対象、派遣回数、派遣方法等)

第4条 助言の対象者は、原則として地方公共団体職員とする。

- 2 アドバイザーの派遣は、原則として1地方公共団体につき1回とする。
- 3 アドバイザーの派遣は、現地へ赴くことを原則とするが、財団が認めた場合には通信等その他の手段を用いて実施することができる。

### (募集)

第5条 財団は、本事業によるアドバイザーの派遣を希望する地方公共団体を、都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市については直接、その他の市町村（特別区を含む。）については都道府県を通じて募集する。募集に際しては、財団が運営する公民連携ポータルサイトに応募方法を掲載する。

- 2 前項の募集に係る財団への申込みの締切は、令和5年1月31日（火）とする。

3 財団は、必要がある場合には追加募集を行うことができる。

(派遣の申込み)

第6条 本事業によるアドバイザーの派遣を申し込もうとする地方公共団体は、「アドバイザー派遣申込書」(様式第1号)を財団あて直接送付するものとする。

(採択)

第7条 財団は、前条の申込みについて採否を決定したときは、当該申込みをした地方公共団体に対し、その結果を通知する。

(アドバイザーの決定・事業実施期間)

第8条 財団は、前条により採択をした地方公共団体(以下「採択団体」という。)と協議のうえ、派遣するアドバイザー及び派遣する日を決定し採択団体に通知する。なお、派遣する日は令和6年2月末日までの間とする。

(ヒアリング・意見交換の実施)

第9条 財団は、助言に併せて、公民連携事業に関する情報収集及び調査・研究事業の参考とするため、採択団体における公民連携事業の取組みに関するヒアリング及び意見交換を実施することができる。

(経費の負担)

第10条 アドバイザーの派遣に要する経費(旅費及び謝金)は、原則として財団が負担する。

2 財団が負担する経費は、財団の規程に基づき支払う。

(受入結果報告)

第11条 採択団体は、助言を受けた日から1か月以内に「アドバイザー受入結果報告書」(様式第2号)を財団に提出するものとする。

(情報公開)

第12条 財団は、本事業の採択後に、採択団体名、派遣したアドバイザーの氏名、助言の概要その他地方公共団体において参考となると考えられる事項を公表する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、別に定める。